

## プラスチックごみ削減の推進に関する協定書

尼崎市（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）は、地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題等の解決に向けて、プラスチックごみの削減を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携・協力し、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用を抑制するとともに、多様な主体との連携による取組を広げていくことでプラスチックごみの削減を推進し、もって全世界共通かつ喫緊の課題である、地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題等の解決に寄与することを目的とする。

### （内 容）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、ペットボトル等使い捨てプラスチック製品の使用抑制の機運を醸成するとともに、マイボトル利用の輪を広げ、ペットボトル等使い捨てプラスチックごみの削減を推進する。

### （甲の取組）

第3条 甲は、次の取組を実施する。

- (1) 市職員及び市民・事業者に対してプラスチックごみ削減の重要性を啓発するとともに、マイボトルの普及を促進し、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制を図る。
- (2) 市民・事業者との連携や他自治体との広域連携によるプラスチックごみ削減及びプラスチック問題の解決に向けた取組を推進する。
- (3) 本協定に基づく取組について、市内外に周知を図る。

### （乙の取組）

第4条 乙は、次の取組を実施する。

- (1) ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制について乙自身が積極的に啓発するとともに、乙の事業活動において甲の「給水機設置によるマイボトルの普及促進事業」をはじめとするプラスチックごみ削減に向けた取組に協力する。
- (2) プラスチックごみ削減及びプラスチック問題の解決に向け、知見及び技術等を甲に提供する。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。それ以降については、本協定の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議事項）

第6条 本協定に基づく取組内容の詳細については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲：兵庫県尼崎市  
東七松町1丁目23番1号  
尼崎市  
市長 松本 眞

乙：埼玉県さいたま市大宮区  
桜木町4丁目463番地  
ウォータースタンド株式会社  
代表取締役 本多 均